

平成十八年六月六日受領
答弁第二八一号

内閣衆質一六四第二八一号

平成十八年六月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍基地使用料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍基地使用料に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

アメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）が、自国の軍隊を他国に派遣するに当たり、我が国以外の派遣先国における基地の使用に関し、お尋ねのような費用面での負担の在り方等を含め、どのように当該派遣先国との間で取り決めているかについては、政府としてその詳細を承知する立場にはなく、お答えすることは困難である。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第二条1(a)の規定に基づき合衆国が使用する施設及び区域として我が国が合衆国に提供している民有の土地等の賃貸借契約に係る平成十七年度における支出済みの借料額を、同年度当初における当該賃貸借契約に係る土地面積で除した額は、一平方メートル当たり約九百三十円である。